

九州沖縄高等学校・中学校ゴルフ連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、九州沖縄高等学校・中学校ゴルフ連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務局を会長もしくは理事長が推挙する高等学校に理事会の承認を得て設置するものとする。

第2章 目 的

(目 的)

第3条 本連盟は、九州沖縄高等学校・中学校の教育の一環である部活動としてのゴルフを通じて、心身を鍛え社会生活を営む上で必要な諸事項を身につけ、また健全なる発達を計ることを目的とする。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 高等学校・中学校ゴルフ連盟主催大会の運営
- (2) 高等学校・中学校ゴルフ連盟に加盟する学校・生徒に関する指導・振興
- (3) 高等学校・中学校ゴルフ連盟の国際交流に関する事項
- (4) 他団体との連絡・調整および協力、提携
- (5) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組 織

(会 員)

第5条 本連盟は、九州沖縄地区に所在するゴルフ部をもつ高等学校・中学校を以て会員とする。

但し、ゴルフ部の組織をもたない学校の生徒でも会長の承認を得た者は個人として会員となることができる。

(加 盟)

第6条 本連盟に加盟しようとするゴルフ部は文書でその旨、学校長名を以て、又、個人として加盟しようとする者は、学校長及び親権者又はそれに代わる者を以て文書で連盟事務局に申請し、会長の承認を得ることを要する。

(加盟費)

第7条 本連盟に加盟しようとする学校は加盟費を又、その学校のゴルフ部員は定められた登録費を毎年度始めに納入し、登録しなければならない。

- 2 個人で加盟しようとする者は、毎年度始めに定められた登録費を納入しなければならない。

(除 名)

第8条 会員が次の各号に該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。

- (1) 加盟費を1年以上納入しないとき。
- (2) 本連盟の名誉を毀損し、または本連盟の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本連盟の規約または規則に違反したとき。

(懲 戒)

第9条 加盟校および登録会員が、前条第2項第3項に該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、除名のほかに次の措置をとることができる。

- (1) 訓告
 - (2) 出場停止
- 2 賞罰についての必要事項は、別に定める。

第5章 役 員

(種別および選任)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 会長代行 1名
 - (3) 副 会 長 若干名
 - (4) 専務理事 1名
 - (5) 理 事 長 1名
 - (6) 副理事長 2名
 - (7) 競技委員長 1名
 - (8) 監 事 1名
 - (9) 常任理事 各県1名
 - (10) 事務局長 1名
 - (11) 理 事 若干名
 - (12) 顧 問 若干名
 - (13) 参 与 若干名
- 2 会長は、役員会において推薦し選出する。会長は必要に応じ会長代行・専務理事を役員会の承認を得て委嘱することができる。
 - 3 会長は、必要に応じて参与を理事会の承認を得て委嘱することができる。
 - 4 理事長および副理事長は、全ての役員(1)~(13)より選出する。(OBを含む)
 - 5 常任理事は、各県より1名選出する。
 - 6 事務局長は、会長が役員会の承認を得て委嘱することができる。
 - 7 理事は、役員会の推薦により決定する。なお、会長は理事会の議を経て理事を委嘱することができる。
 - 8 監事は、理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。
 - 9 顧問は理事として5年以上継続して携わり、役員会において推薦し理事長が委嘱する。

(職 務)

第11条 会長は本連盟を代表し、本連盟を総括する。会長代行は会長を補佐し、会長に事故あると

きは職務を代行する。

- 2 理事長は会の運営に当たり、副理事長はこれを補佐し、理事長に事故あるときは職務を代行する。
- 3 事務局長は、本連盟事業の円滑な会務運営に当たる。
- 4 理事は本連盟の業務を審議、執行に当たる。
- 5 監事は会計を監査する。
- 6 顧問は本連盟・理事会の相談にあずかる。また、理事会の要請に応じて、理事と同等の活動もできる。
- 7 参与は本連盟の活動に関し諮問に応じる。参与は本連盟の現・旧顧問に限らず有識者にも委嘱できる。

(任期)

第12条 理事長の任期は1期(2年)とする。(最長2期とする。)

その他の役員任期は1期(2年)とする。ただし役員会・理事会において承認を得た場合は再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とする。
- 3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合において欠員が生じる場合は、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員で、その行為が法令この規約に違反し、または役員としての品位を著しく損したときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、解任することができる。

第6章 会 議

(種別)

第14条 本連盟の会議は、役員会、理事会とする。

(構成)

第15条 役員会は、会長、会長代行、専務理事、理事長、副理事長、競技委員長、監事、常任理事及び事務局長で構成する。

- 2 理事会は、会長、会長代行、専務理事、理事長、副理事長、競技委員長、監事、常任理事、事務局長、理事および顧問、参与をもって構成する。

(権能)

第16条 役員会は、本連盟の運営に関する重要な事項を議決し、理事会の付議に対し最終決定する。

- (1) 事業計画および収支予算の決定
- (2) 事業報告および収支決算の承認
- (3) 議決を必要としない業務の執行に関する事
- (4) その他本連盟に関する重要な事項で、役員会に付議すべき事項

(開催・招集)

第17条 役員会は、会長および理事長が必要と認めるとき招集し、開催する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長または理事長が招集し、開催する。

(議長)

第18条 役員会・理事会の議長は、会長または理事長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 会議は、会長・会長代行・専務理事・理事長・副理事長・競技委員長・監事を含む構成員の2分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

(議 決)

第20条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

2 規約の改定は、理事会の議決を必要とする。

第7章 会 計

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第22条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 学校登録費 ¥ 15,000
- (2) 個人登録費 ¥ 5,000 (新規) ¥ 3,000 (更新)
- (3) 競技参加料
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第8章 雑 則

(雑 則)

第23条 本規約の他に、加盟規定、登録内規、競技規定、競技運営規則、賞罰規定については、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟の規定に準ずる。

付 則

- 1・この規約は、平成2年10月1日より施行する。
- 2・改定後の規約は、令和6年4月1日より施行する。